

送迎付介護予防教室事業Q&A

	種別	分類	質問	質問
1	送迎付介護予防教室		対象要件（年齢、フレイル状況、通いの場への参加可否）については、誰が確認するのか。	事業者が、初回のアセスメント時に同意書の作成と併せて実施する。非該当になった場合は、利用はその回限り（初回残り時間でのプログラムの提供は可）で、2回目以降の利用は不可とする。
2	送迎付介護予防教室		利用者1人につき週1回を超える利用は不可とあるが、たとえば当週に1回も利用しなかったとして翌週に2回利用することは可能か。	理由に関わらず、対象者1人が週1回を超える利用は不可とする。
3	送迎付介護予防教室		送迎に係る時間の目安は。	目安としての最長は片道15分程度とする。 送迎：行き（往復）15分×2＋帰り（往復）15分×2＝1時間 教室プログラム：1時間
4	送迎付介護予防教室		利用希望者からどういう経路で事業所に連絡が入るのか。	利用希望者から直接事業者に申込みの連絡が入る。
5	送迎付介護予防教室		当事業の開始について、地域包括支援センターが関与することはないのか。	総合事業の介護予防・生活支援サービス事業と異なり、介護認定やケアプラン作成は必要ないので、地域包括が関与せずとも利用は可能。ただし、地域包括によるケアマネジメントの結果、当事業の利用が適切と判断された場合等、地域包括から連絡が入る場合があることも想定される。
6	送迎付介護予防教室		事業者が短期集中型通所サービスも受託し実施している場合、同じプログラムを同じ時間・会場で実施することは可能か。	各々の事業の人員配置、面積基準を満たした上で、利用者が混在することなく明確にスペースを分けることができれば、併せて実施することも可能である。
7	送迎付介護予防教室		対象者は何人で設定しているのか。	20事業所×5人で100人を想定している。
8	送迎付介護予防教室		送迎に係る人員配置基準は。	送迎については、理学療法士始め有資格者が従事する必要はなく、事業の実施に適した従事者が1名従事すれば良いものとする。
9	送迎付介護予防教室		人員配置基準で准看護師は資格要件として満たすか。	准看護師も要件を満たすものとするため、要綱、要領の基準の部分に加えることとした。